

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年1月22日提出
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩川 克史
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	窪田 英喜
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	リスク抑制型・4 資産バランスファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(2021年1月23日から2021年7月21日まで) 2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

リスク抑制型・4資産バランスファンド

（以下「ファンド」といいます。また、愛称として「にいがた創業応援団」という名称を用いることがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

1口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

（５）【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自

に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先については、（４）[発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

お問い合わせ先については、（４）[発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

（７）【申込期間】

2021年 1月23日から2021年 7月21日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先については、（４）[発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引業者が当該販売会社にファンドの取得申込み等を取り次ぐことがあります。

（９）【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金（申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。）を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先については、（４）[発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

（１２）【その他】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

■ 取得申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨークの銀行休業日
- ・ニューヨークの証券取引所の休業日

「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」と称する場合があります。）における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

■ 申込証拠金

ありません。

■ 日本以外の地域における発行

ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のとおりに分類されます。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
<u>追加型</u>	<u>内 外</u>	その他資産 ()
		<u>資産複合</u>

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファン ド	あり (部分ヘッジ)
	年12回 (毎月)	欧州		
		アジア		
	日々	オセアニア		なし
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	
その他資産 (投資信託証券(資 産複合(株式一 般、債券一般、不 動産投信)(資産 配分変更型)))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「資産複合」とは分類・区分が異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

〔商品分類表の定義〕

《単位型投信・追加型投信の区分》

- （１）単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- （２）追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- （１）国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[属性区分表の定義]で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

- (1) 株式
 - 一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
 - 大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - 中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
 - 一般・・・次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
 - 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - 格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
 - 資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組

入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

- (1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

《特殊型》

- (1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（3）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

ファンドの特色

1 日本の株式、米国の株式、海外の債券および日本の不動産投資信託証券(以下、J-REITといいます。)に投資を行います。

- 実際の運用は、日本連続増配成長株マザーファンド、米国成長株クオンツマザーファンド、日系外債マザーファンドⅡおよびJリート・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)を通じて行います。

2 各資産の内容は以下の通りです。

資 産	内 容
日本の株式	一定期間、連続で増配を行っている株式
米国の株式	今後の成長が見込まれる、主に大型・中型の株式
海外の債券	本邦の企業およびその子会社等(海外子会社等を含みます。)または政府系機関・地方自治体等の発行する、主に米ドルを中心とした先進国通貨建ての債券(以下、日系外債といいます。)
J-REIT	安定した収益の確保が見込まれるJ-REIT

3 原則として月次で各資産の投資比率の見直しを行い、ポートフォリオのリスク(ボラティリティ)に関して、年率7%を目途とする管理を行います。

見直し時における日本の株式、米国の株式、J-REITの3資産の投資比率は等比率とすることを基本とします。

市場環境により目途とするリスク水準を下回ることが見込まれる場合には、日系外債を含めた4資産を見直し時において等比率とし、当該水準を上回ることが見込まれる場合には、日本の株式、米国の株式、J-REITの3資産の投資比率を引き下げ、日系外債の投資比率を引き上げます。

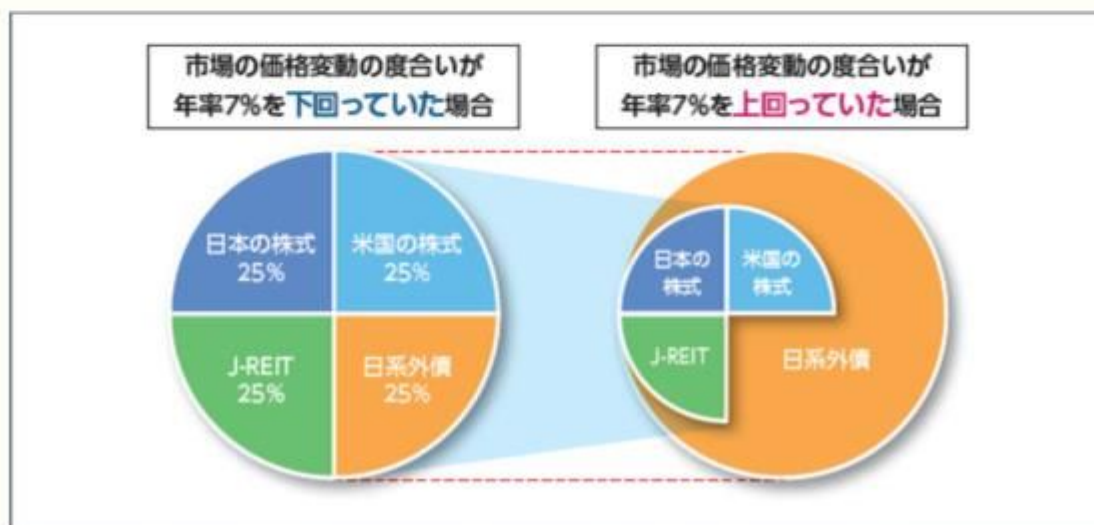
4 各資産の実質合計組入比率は高位を保つことを基本とします。

5 実質組入外貨建資産について、日系外債には原則として為替ヘッジを行い、米国の株式には原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資比率(各資産の組入比率)の調整について

- ファンドは日本の株式、米国の株式、日系外債、J-REITに分散投資します。直近1年分の市場の価格変動の度合いを計測し、それをもとに原則として月次で4資産の組入比率を調整します。
- 組入比率を調整する時に、市場の価格変動の度合いが目途とする水準(年率7%相当)を下回っていた場合は、各資産の組入比率を25%ずつに変更します。
- 一方、市場の価格変動の度合いが目途とする水準(年率7%相当)を上回っていた場合は、相対的に価格変動が大きな日本の株式、米国の株式、J-REITの組入比率を等比率のまま引き下げて、日系外債の組入比率を高めます。



※市場の価格変動の度合いとは、各資産(4資産)に均等投資した場合の価格変動の度合いです。

＜日本の株式＞ 主な投資方針

- 日本の連続増配銘柄(一定期間にわたり1株当たりの普通配当金が每期増加している企業の株式をいいます。)に投資を行います。
- 投資候補銘柄の選定にあたっては、連続増配期間の長さ、時価総額、信用リスク、流動性等を考慮して行います。
- ポートフォリオの構築にあたっては、成長性、バリュエーション等のほか、今後の連続増配の持続可能性を勘案して行います。

＜米国の株式＞ 主な投資方針

- 米国の成長力のある企業の株式に投資を行います。
- 銘柄の選定にあたっては、米国の主に大型・中型の株式の中から、定量基準に則り、業績動向等による企業の成長性を重視して行います。
- ポートフォリオの構築にあたっては、各銘柄を原則として等金額に組入れ、銘柄の見直しおよび組入比率の調整は、原則として月次で行います。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

＜海外の債券(日系外債)＞ 主な投資方針

- 主に米ドルを中心とした先進国通貨建ての日系外債に投資を行います。原則として為替ヘッジを行います。
- 投資対象とする債券は取得時において投資適格の信用格付を取得しているか、同等の評価を得ていると判断されるものとします。
- 劣後債への投資も行います。なお、私募債、先進国の国債等へ投資する場合があります。



日系外債について

日系外債とは、日本の企業およびその子会社等が外貨の資金調達等を目的として発行する外貨建て債券をいいます。

同一発行体の円建て債券に比べて相対的に利回りが高いという傾向があります。



※上図はイメージ図であり、すべてを網羅するものではなく、また、すべてに投資するとは限りません。

信用格付のイメージ

高い  信用力 低い	S&P	Moody's	 投資適格格付	ファンドの 投資対象
	AAA	Aaa		
	AA	Aa		
	A	A		
	BBB	Baa		
	BB	Ba		
	B	B		
	⋮	⋮		

※S&P, Moody'sは代表的な信用格付業者です。



劣後債について

劣後債とは、企業が発行する社債の一種で、発行体の破たん時における元利金の支払い順位が普通社債よりも低い債券のことです。一方、利回りは国債や普通社債に比べて高くなっています。償還期限に定めのない「永久劣後債」と、償還期限に定めのある「期限付劣後債」があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<J-REIT> 主な投資方針

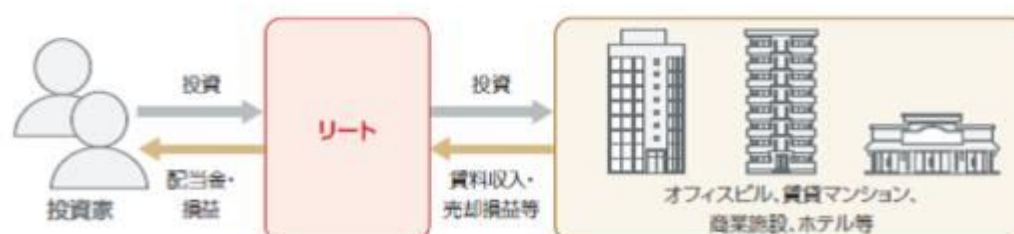
- わが国の金融商品取引所に上場している(上場予定を含みます。)不動産投資信託証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。



不動産投資信託証券(リート(REIT))とは

リートとは、投資家から集めた資金を不動産(オフィスビル、賃貸マンション、商業施設、ホテル等)に投資し、不動産から得た賃料収入や売却益などから不動産の維持・管理費用等を支払った後の収益を投資家に分配する仕組みの金融商品です。

一般にリートは、利益の大部分を投資家に分配(配当)するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免されるなどの税制面での優遇を受けられる仕組みになっています。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



寄附を通じて、新潟県での起業・創業活動を応援します。

販売会社と委託会社は、豊かな新潟県の未来のために、新潟県での起業・創業支援活動に寄附を通じてサポートします。

- 当該寄附は、委託会社と販売会社がファンドの信託報酬の一部から行います(寄附の金額は、ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.20%を乗じて得た額とします。)
- 寄附の具体的な内容につきましては、運用報告書等を通じて、お客様(投資者の皆さま)にご報告します。

●分配方針

毎年4月24日および10月24日(それぞれ休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（２）【ファンドの沿革】

2019年10月31日 投資信託契約締結、設定、運用開始

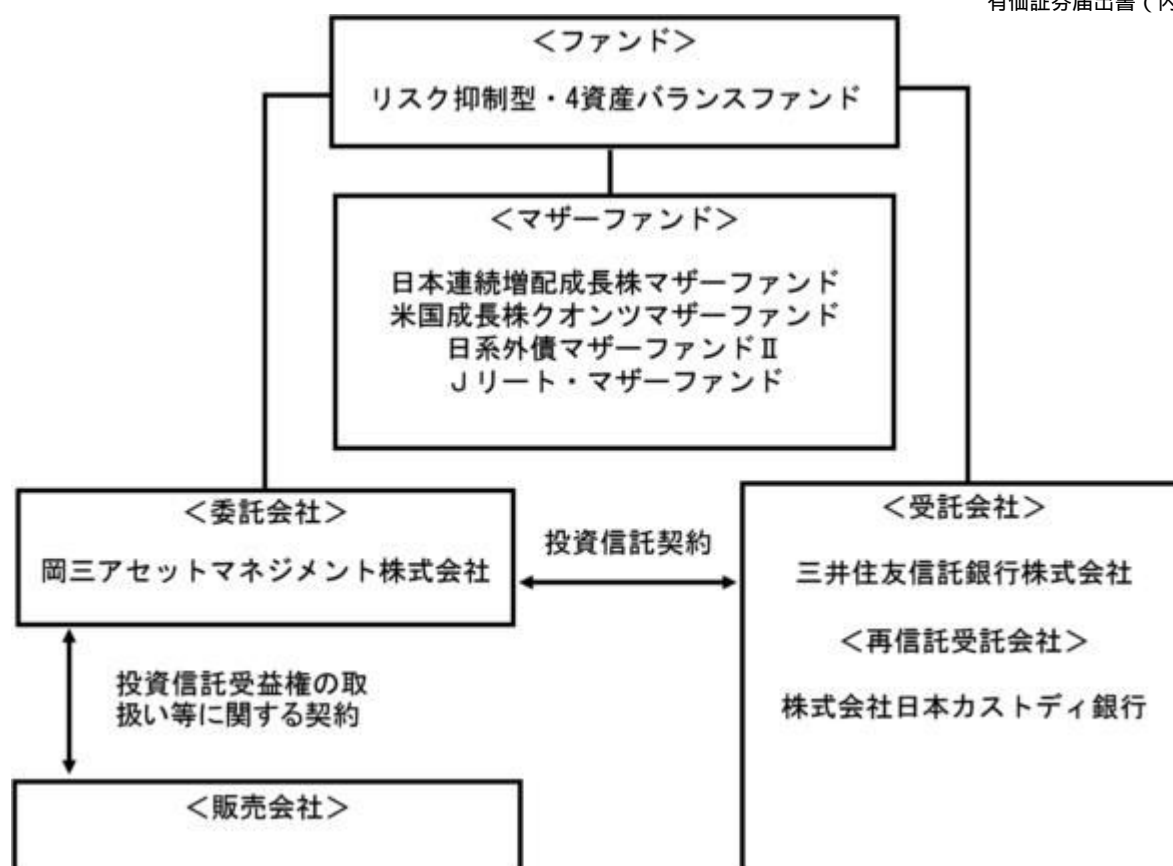
（３）【ファンドの仕組み】

■ ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（2020年10月末日現在）

資本金
10億円

委託会社の沿革

1964年10月 6日
1987年 6月27日
1990年 6月30日
2008年 4月 1日

「日本投信委託株式会社」設立
第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）
第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	45.68%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	174,801株	31.51%
岡三にいがた証券株式会社	新潟県長岡市大手通1丁目5番地5	40,150株	7.24%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

日本連続増配成長株マザーファンド、米国成長株クオンツマザーファンド、日系外債マザーファンド およびJリート・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ．マザーファンドの受益証券への投資を通じて、日本の株式、米国の株式、海外の債券および日本の不動産投資信託証券（以下、J-REITといいます。）に投資を行います。

ロ．各資産の内容は以下の通りです。

資産	内容
日本の株式	一定期間、連続で増配を行っている株式
米国の株式	今後の成長が見込まれる、主に大型・中型の株式
海外の債券	本邦の企業およびその子会社等（海外子会社等を含みます。）または政府系機関・地方自治体等の発行する、主に米ドルを中心とした先進国通貨建ての債券（以下、日系外債といいます。）
J-REIT	安定した収益の確保が見込まれるJ-REIT

ハ．原則として月次で各資産の投資比率の見直しを行い、ポートフォリオのリスク（ボラティリティ）に関して、年率7%を目途とする管理を行います。見直し時における日本の株式、米国の株式、J-REITの3資産の投資比率は等比率とすることを基本とします。市場環境により目途とするリスク水準を下回ることが見込まれる場合には、日系外債を含めた4資産を見直し時において等比率とし、当該水準を上回ることが見込まれる場合には、日本の株式、米国の株式、J-REITの3資産の投資比率を引き下げ、日系外債の投資比率を引き上げます。

ニ．各資産の実質合計組入比率は高位を保つことを基本とします。

ホ．実質組入外貨建資産について、日系外債には原則として為替ヘッジを行い、米国の株式には原則として為替ヘッジを行いません。

ヘ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、先物取引等、スワップ取引、金利先渡し取引、為替先渡し取引に限ります。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

■ 運用の指図範囲

- a 有価証券
委託会社は、信託金を、主として岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である日本連続増配成長株マザーファンド、米国成長株クオンツマザーファンド、日系外債マザーファンド および「リート・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - イ．株券または新株引受権証書
 - ロ．国債証券
 - ハ．地方債証券
 - ニ．特別の法律により法人の発行する債券
 - ホ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - ヘ．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - ト．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - チ．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - リ．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - ヌ．コマーシャル・ペーパー
 - ル．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - ヲ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、イ．からル．までの証券または証書の性質を有するもの
 - ワ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
 - カ．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

- ヨ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- タ．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- レ．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- ソ．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ツ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ネ．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- ナ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ラ．外国の者に対する権利でナ.の有価証券の性質を有するもの

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

ホ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

ヘ．外国の者に対する権利でホ.の権利の性質を有するもの

c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)ファンドが投資するマザーファンドの概要

日本連続増配成長株マザーファンド

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	日本の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資態度	日本の連続増配銘柄（一定期間にわたり1株あたりの普通配当金が每期増加している企業の株式をいいます。）に投資を行います。 投資候補銘柄の選定にあたっては、連続増配期間の長さ、時価総額、信用リスク、流動性等を考慮して行います。 ポートフォリオの構築にあたっては、成長性、バリュエーション等のほか、今後の連続増配の持続可能性を勘案して行います。 株式の組入比率は高位を保つことを基本とします。 株式以外の資産の投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

主要な投資制限	株式への投資割合には制限を設けません。 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年12月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

米国成長株クオンツマザーファンド

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	米国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。
投資態度	米国の成長力のある企業の株式に投資を行います。 銘柄の選定にあたっては、米国の主に大型・中型の株式の中から、定量基準に則り、業績動向等による企業の成長性を重視して行います。 ポートフォリオの構築にあたっては、各銘柄を原則として等金額に組入れ、銘柄の見直しおよび組入比率の調整は、原則として月次で行います。 株式の組入比率は高位を保つことを基本とします。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主要な投資制限	株式への投資割合には制限を設けません。 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年4月24日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	ありません。

その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
-----	--

日系外債マザーファンド

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資対象	取得時において投資適格の格付を取得している外貨建債券を主要投資対象とします。
投資態度	本邦の企業およびその子会社等（海外子会社等を含みます。）または政府系機関・地方自治体等の発行する、主に米ドルを中心とした先進国通貨建ての債券に投資を行います。 投資対象とする債券は取得時において投資適格の格付を取得しているか、同等の評価を得ていると判断されるものとします。また、私募債や劣後債等への投資も行います。なお、先進国の国債等へ投資する場合があります。 銘柄の選定にあたっては、流動性、信用リスクに留意しつつ、利回り、業績、財務面等の魅力が高いと判断される債券に着目します。 外貨建債券の組入比率は高位を保つことを基本とします。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主要な投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

Jリート・マザーファンド

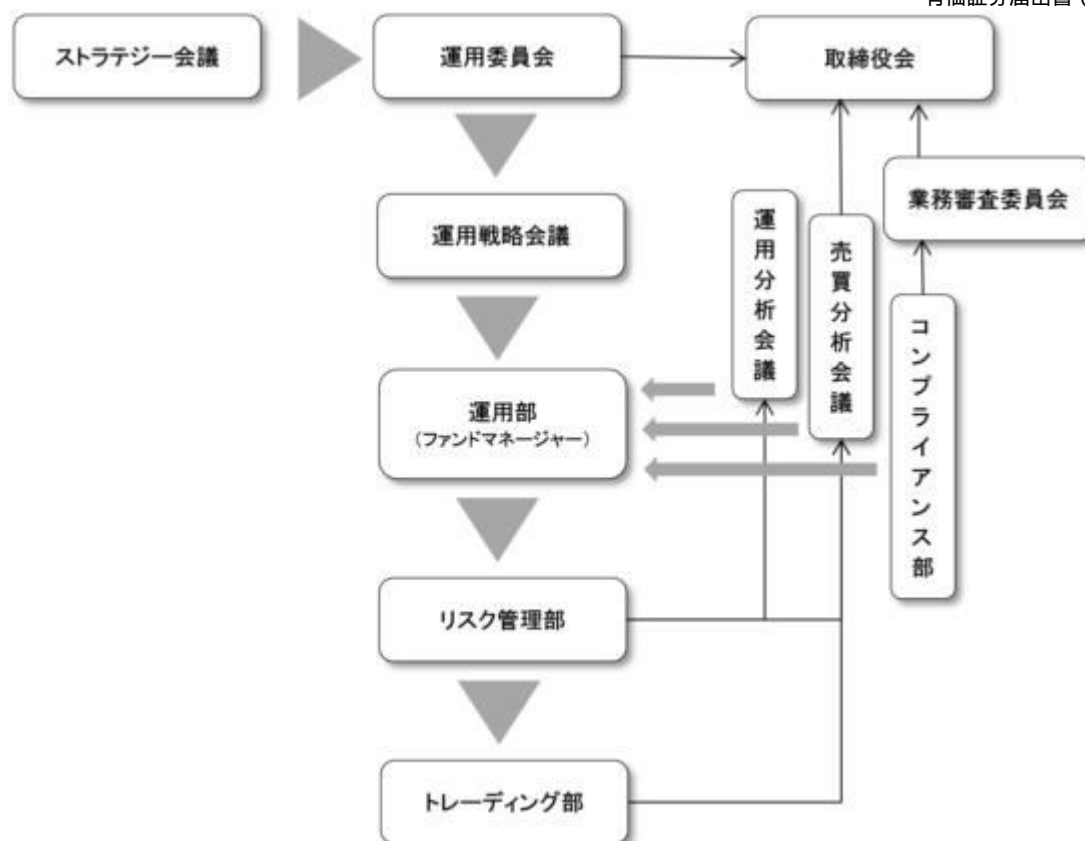
委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

投資態度	わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 運用にあたっては、株式会社三井住友トラスト基礎研究所から不動産市場全体とJ-REITにかかる調査・分析情報等の助言を受けます。 委託会社の判断により投資助言契約の解約を行う場合があります。 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主要な投資制限	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年11月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。

（３）【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 (月1回開催)	運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。
運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画・運用実施計画に基づいて、運用の指図を行います。
運用分析会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用部にフィードバックを行います。
売買分析会議 (月1回開催)	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて審議し、判断を行います。委員長はその結果を取締役会へ報告します。
コンプライアンス部 (3名程度)	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の点検並びに点検結果に基づく運用本部への指導を行います。
リスク管理部 (6名程度)	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

トレーディング部 (7名程度)	有価証券、デリバティブ取引等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。
--------------------	---

■ 社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

運用体制等につきましては、2020年10月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

- 年2回、4月および10月の各月の24日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

- d 収益分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

- 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資いたします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

＜約款に基づく投資制限＞

- マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 投資する株式等の範囲
 - a 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - b 上記aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 信用取引の指図範囲
 - a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - b 上記aの信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ．投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ．株式分割により取得する株券
 - ハ．有償増資により取得する株券
 - ニ．売出しにより取得する株券
 - ホ．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - ヘ．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記ホ.を除きます。）の行使により取得可能な株券
- 先物取引等の運用指図
 - a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
 - b 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および外国の取引所等にお

ける通貨にかかる先物取引ならびにオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- c 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

■ スワップ取引の運用指図

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d 上記cにおいて、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）が、保有金利商品の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d 上記cにおいて、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみな

した額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- e 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）が、保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。））、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- f 上記eにおいて、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- g 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- h 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■ デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

■ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

■ 外国為替予約取引の指図

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b 上記aの予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c 上記bにおいて、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d 上記bの限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

■ 有価証券の貸付の指図および範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株

式の時価合計額を超えないものとします。

ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- b 上記 a に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

< 関係法令に基づく投資制限 >

- a 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b 委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。
- c 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内の株式、米国の株式、米ドルを中心とした先進国通貨建ての債券、国内の不動産投資信託証券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、米国の株式については、為替相場の変動により損失を被ることがあります。米ドルを中心とした先進国通貨建ての債券については、原則として為替ヘッジを行います。為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。

< 投資リスク >

■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。

投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。

投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

米ドルを中心とした先進国通貨建ての債券については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指しますが、為替ヘッジの対象となる外貨建資産は市況動向により変動することから、為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。また、円の金利が為替ヘッジを行う当該外貨の金利より低い場合は、これらの金利差相当分等がヘッジコストとなり、金利情勢等により変動します。

■ 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 不動産投資信託証券のリスク

・ 価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格は、保有不動産等の価値や賃料収入の増減等に加え、市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した不動産投資信託証券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した不動産投資信託証券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した不動産投資信託証券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

・ 分配金（配当金）減少リスク

利益の大部分を投資家に分配（配当）するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免される等の税制上の優遇措置を受けています。したがって、利益と分配金（配当金）との連動性が高く、利益が減少した場合には、分配金（配当金）も同様に減少する可能性があります。

・ 信用リスク

支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合には、市場価格が大幅に下落する可能性があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

・ 業績悪化リスク

投資家から集めた資金や金融機関等からの借入金等を不動産に投資して、不動産から得ら

れた利益を投資家に分配（配当）する金融商品です。したがって、不動産賃貸料の減少、不動産の売却損失の発生、借入金の金利負担の増加などにより、利益が減少する可能性があります。

- ・ 自然災害・環境問題等のリスク

実物資産であるオフィスビル、商業施設、賃貸マンション等の不動産に投資を行うことから、地震等の自然災害、火災、環境問題等の予測不可能な偶発事象などにより、ビルや施設等が倒壊、毀損し、大きな損失を被る可能性があります。

- ・ 法律改正・税制の変更等によるリスク

建築規制の強化、不動産にかかる税制の変更などにより、投資対象とする不動産の市場評価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、不動産投資信託にかかる税制の変更等により、市場価格が下落する可能性があります。

- ・ 上場廃止リスク

取引所等が定める一定の基準に該当することにより、上場が廃止される可能性があります。

- ・ 流動性リスク

株式市場と比較した場合、取引所等に上場している銘柄数は少なく、上場銘柄全体の時価総額も小さいことから、市場価格が大幅に変動する可能性があります。

- 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品を投資対象としますので、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

- 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

- カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

劣後債への投資には次のような特徴があり、リスクは普通社債への投資と比較して相対的に大きいものとなります。

- （弁済の劣後）一般的に劣後債の法的弁済順位は普通社債に劣後します。したがって、発行体が経営破綻等に陥った場合、普通社債等の元利金が支払われても劣後債の元利金は普通社債の元利金より減額されたり、支払いを受けられないことがあります。また、劣後債は、一般的に同一発行体の普通社債と比較して低い信用格付が信用格付業者等により付与されています。
- （繰上償還延期）一般的に劣後債には、繰上償還（コール）条項が付されており、この繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還されることを前提として取引されている証券もあり、これらの証券が市場で予想されていた期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が大きく下落することがあります。
- （利息の繰り延べまたは停止）利息の支払い繰り延べ条項を有する劣後債は、発行体の財務状況や収益動向等の要因によって、利息の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。この場合、期待される利払いが得られないこととなり、劣後債の価格が下落する可能性があります。
- （制度変更等）将来、劣後債にかかる税制の変更や、当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更等があった場合には、税制上・財務上のメリットがなくなるか、もしくは著しく低下する等の事由により、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

< 留意事項 >

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

< 投資リスクに対する管理体制 >

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認

その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- * 年間騰落率は、2020年10月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	△ 7.6	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値	△ 7.6	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	△ 7.6	3.8	6.5	3.7	1.5	0.7	0.5

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2015年11月から2020年10月の5年間(当ファンドは2020年10月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバースファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.375%（税抜1.25%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率0.660%（税抜0.60%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率0.660%（税抜0.60%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率0.055%（税抜0.05%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

新潟県での起業・創業活動を応援するために、委託会社および販売会社が受取る信託報酬から寄附を行います。

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。

- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0132%（税抜0.012%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

- ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。

上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。なお、上場不動産投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示しておりません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

■ 個人受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が

元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■ その他

- ・ 配当控除の適用はありません。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記の内容は2020年10月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2020年10月30日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（１）【投資状況】

リスク抑制型・４資産バランスファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,769,294,466	97.65
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	66,522,682	2.35
合計（純資産総額）		2,835,817,148	100.00

（参考）日本連続増配成長株マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	12,495,420,800	95.21
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	628,877,785	4.79
合計（純資産総額）		13,124,298,585	100.00

（参考）米国成長株クオンツマザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	365,119,272	95.71
	バミューダ	8,968,743	2.35
	小計	374,088,015	98.06
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	7,382,826	1.94
合計（純資産総額）		381,470,841	100.00

（参考）日系外債マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
特殊債券	日本	82,636,510	3.12
社債券	日本	2,303,422,728	87.06
	アメリカ	120,719,906	4.56
	ケイマン	68,859,017	2.60
	小計	2,493,001,651	94.23
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	70,111,811	2.65
合計（純資産総額）		2,645,749,972	100.00

（参考）Jリート・マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	14,956,385,390	96.99
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	464,150,416	3.01
合計（純資産総額）		15,420,535,806	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

リスク抑制型・４資産バランスファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	日系外債マザーファンド	1,447,011,353	1.1100	1,606,182,601	1.1081	1,603,433,280	56.54
2	日本	親投資信託 受益証券	Jリート・マザーファンド	146,733,735	2.7209	399,247,819	2.6854	394,038,771	13.90
3	日本	親投資信託 受益証券	日本連続増配成長株マザーファンド	283,380,114	1.3915	394,323,428	1.3775	390,356,107	13.77
4	日本	親投資信託 受益証券	米国成長株クオンツマザーファンド	312,882,471	1.2889	403,274,216	1.2192	381,466,308	13.45

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.65
合計	97.65

（参考）日本連続増配成長株マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	光通信	情報・通信業	20,200	25,641.63	517,960,926	24,410.00	493,082,000	3.76
2	日本	株式	日本M&Aセンター	サービス業	78,100	3,893.05	304,047,205	6,110.00	477,191,000	3.64
3	日本	株式	ゴールドウイン	繊維製品	61,000	6,864.64	418,743,040	7,770.00	473,970,000	3.61
4	日本	株式	テルモ	精密機器	122,700	3,885.55	476,756,985	3,837.00	470,799,900	3.59
5	日本	株式	ショーボンドホールディングス	建設業	93,400	4,531.08	423,202,872	5,020.00	468,868,000	3.57
6	日本	株式	カカコム	サービス業	164,000	2,708.79	444,241,560	2,771.00	454,444,000	3.46
7	日本	株式	ロート製薬	医薬品	137,700	3,365.58	463,440,366	3,260.00	448,902,000	3.42
8	日本	株式	エムスリー	サービス業	55,400	3,372.10	186,814,791	7,027.00	389,295,800	2.97
9	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	79,400	3,617.95	287,265,230	4,840.00	384,296,000	2.93
10	日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	15,500	16,874.72	261,558,160	21,550.00	334,025,000	2.55
11	日本	株式	豊田通商	卸売業	108,400	3,571.26	387,125,182	2,899.00	314,251,600	2.39
12	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	210,600	1,837.96	387,074,447	1,435.00	302,211,000	2.30
13	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	23,700	16,790.36	397,931,532	12,585.00	298,264,500	2.27
14	日本	株式	MonotaRO	小売業	51,200	2,894.75	148,211,411	5,800.00	296,960,000	2.26
15	日本	株式	花王	化学	39,800	8,930.40	355,430,041	7,420.00	295,316,000	2.25

16	日本	株式	リログループ	サ ー ビ ス 業	112,300	2,838.03	318,711,403	2,498.00	280,525,400	2.14
17	日本	株式	ベネフィット・ワン	サ ー ビ ス 業	106,700	2,304.60	245,901,530	2,599.00	277,313,300	2.11
18	日本	株式	タカラバイオ	化学	97,300	2,103.49	204,669,589	2,844.00	276,721,200	2.11
19	日本	株式	リンナイ	金属製品	26,400	8,689.47	229,402,220	10,300.00	271,920,000	2.07
20	日本	株式	シスメックス	電気機器	26,300	7,749.26	203,805,538	9,800.00	257,740,000	1.96
21	日本	株式	パン・パシフィック・ インターナショナルホ	小売業	115,400	1,871.32	215,950,328	2,222.00	256,418,800	1.95
22	日本	株式	GMOペイメントゲー トウェイ	情 報 ・ 通 信業	19,400	9,497.53	184,252,089	12,770.00	247,738,000	1.89
23	日本	株式	大塚商会	情 報 ・ 通 信業	48,700	4,718.60	229,795,820	4,820.00	234,734,000	1.79
24	日本	株式	富士通ゼネラル	電気機器	75,700	2,655.03	200,986,071	2,884.00	218,318,800	1.66
25	日本	株式	積水化学工業	化学	127,100	1,907.36	242,426,245	1,620.00	205,902,000	1.57
26	日本	株式	伊藤忠テクノソリュー ションズ	情 報 ・ 通 信業	56,400	3,131.96	176,643,020	3,555.00	200,502,000	1.53
27	日本	株式	日本電信電話	情 報 ・ 通 信業	90,200	2,576.13	232,367,782	2,196.00	198,079,200	1.51
28	日本	株式	長瀬産業	卸売業	140,600	1,658.53	233,190,116	1,357.00	190,794,200	1.45
29	日本	株式	小林製薬	化学	17,200	9,105.24	156,610,236	10,170.00	174,924,000	1.33
30	日本	株式	ニチアス	ガ ラ ス ・ 土石製品	76,900	2,721.92	209,315,695	2,256.00	173,486,400	1.32

（種類別及び業種別投資比率）

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	4.83
		食料品	1.52
		繊維製品	3.61
		化学	12.16
		医薬品	5.72
		ガラス・土石製品	1.32
		金属製品	2.07
		機械	1.80
		電気機器	3.63
		輸送用機器	0.50
		精密機器	3.59
		その他製品	0.91
		陸運業	2.27
		情報・通信業	13.59
		卸売業	5.89
		小売業	9.37
		銀行業	1.15
		その他金融業	2.88
		不動産業	0.71
		サービス業	17.69
合計			95.21

（参考）米国成長株クオンツマザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	アメリカ	株式	ALIGN TECHNOLOGY INC	ヘルスケア 機器・サービス	287	34,872.22	10,008,329	45,665.22	13,105,919	3.44
2	アメリカ	株式	MARKETAXESS HOLDINGS INC	各種金融	174	47,323.68	8,234,322	58,142.95	10,116,874	2.65
3	アメリカ	株式	ZOETIS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	587	16,924.33	9,934,585	16,860.47	9,897,098	2.59
4	アメリカ	株式	SAREPTA THERAPEUTICS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	667	15,934.73	10,628,469	14,799.85	9,871,503	2.59
5	アメリカ	株式	TRADE DESK INC/THE - CLASS A	ソフトウェア・サービス	152	41,411.98	6,294,622	64,640.71	9,825,388	2.58
6	アメリカ	株式	FIRST REPUBLIC BANK/CA	銀行	746	12,013.80	8,962,299	13,093.82	9,767,996	2.56
7	アメリカ	株式	SPLUNK INC	ソフトウェア・サービス	453	19,998.03	9,059,112	21,534.00	9,754,903	2.56
8	アメリカ	株式	ROKU INC	メディア・娯楽	423	18,176.61	7,688,708	22,795.47	9,642,487	2.53
9	アメリカ	株式	KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	880	10,360.10	9,116,890	10,934.88	9,622,698	2.52
10	アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフトウェア・サービス	180	37,132.90	6,683,923	53,407.71	9,613,388	2.52
11	アメリカ	株式	CABLE ONE INC	メディア・娯楽	53	187,352.32	9,929,673	180,091.90	9,544,871	2.50
12	アメリカ	株式	FASTENAL CO	資本財	2,114	4,078.75	8,622,494	4,510.35	9,534,884	2.50
13	アメリカ	株式	JACOBS ENGINEERING GROUP INC	資本財	961	10,045.11	9,653,359	9,908.75	9,522,316	2.50
14	アメリカ	株式	MONSTER BEVERAGE CORP	食品・飲料・タバコ	1,174	7,077.92	8,309,480	8,110.68	9,521,943	2.50
15	アメリカ	株式	COPART INC	商業・専門サービス	815	11,299.90	9,209,421	11,639.88	9,486,509	2.49
16	アメリカ	株式	WORKDAY INC-CLASS A	ソフトウェア・サービス	413	22,465.79	9,278,372	22,764.09	9,401,572	2.46
17	アメリカ	株式	NEWELL BRANDS INC	耐久消費財・アパレル	5,339	1,870.98	9,989,204	1,759.37	9,393,287	2.46
18	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	218	28,950.73	6,311,260	42,972.81	9,368,074	2.46
19	アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,545	6,296.27	9,727,738	6,058.43	9,360,277	2.45
20	アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	1,145	6,804.11	7,790,709	8,160.89	9,344,221	2.45
21	アメリカ	株式	VERISK ANALYTICS INC	商業・専門サービス	498	17,034.29	8,483,081	18,746.41	9,335,713	2.45

22	アメリカ	株式	PALO ALTO NETWORKS INC	ソフトウェア・サービス	388	24,484.20	9,499,873	23,929.34	9,284,585	2.43
23	アメリカ	株式	VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	ヘルスケア機器・サービス	311	29,423.68	9,150,767	29,777.52	9,260,811	2.43
24	アメリカ	株式	DROPBOX INC-CLASS A	ソフトウェア・サービス	4,721	2,122.53	10,020,480	1,961.24	9,259,061	2.43
25	アメリカ	株式	RINGCENTRAL INC-CLASS A	ソフトウェア・サービス	332	26,567.47	8,820,402	27,829.87	9,239,519	2.42
26	アメリカ	株式	WW GRAINGER INC	資本財	251	38,015.78	9,541,961	36,621.50	9,191,998	2.41
27	アメリカ	株式	AUTODESK INC	ソフトウェア・サービス	361	20,829.46	7,519,438	25,401.06	9,169,784	2.40
28	アメリカ	株式	ZSCALER INC	ソフトウェア・サービス	613	14,259.37	8,740,996	14,911.77	9,140,919	2.40
29	アメリカ	株式	SALESFORCE.COM INC	ソフトウェア・サービス	368	19,402.87	7,140,259	24,804.84	9,128,183	2.39
30	アメリカ	株式	INSULET CORP	ヘルスケア機器・サービス	378	24,080.29	9,102,350	23,924.11	9,043,314	2.37

（種類別及び業種別投資比率）

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	資本財	7.41
		商業・専門サービス	4.93
		自動車・自動車部品	2.46
		耐久消費財・アパレル	4.77
		メディア・娯楽	5.03
		食品・飲料・タバコ	2.50
		ヘルスケア機器・サービス	14.97
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.64
		銀行	2.56
		各種金融	2.65
		ソフトウェア・サービス	35.83
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.52
		半導体・半導体製造装置	4.80
合計			98.06

（参考）日系外債マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
----	----------	----	-----	----	-------------------	-------------------	------------------	------------------	-----------	------	-----------------

1	日本	社債券	MEIJI YASUDA LIF 5.2	1,800,000	11,617.66	209,117,889	11,976.70	215,580,600	5.2	2045年10 月20日	8.15
2	日本	社債券	SOMPO JAPAN INS 5.325	1,800,000	11,183.79	201,308,380	11,253.28	202,559,155	5.325	2073年 3 月28日	7.66
3	日本	社債券	MITSUMI SUMITOMO 7	1,800,000	10,592.49	190,664,880	11,198.16	201,566,920	7	2072年 3 月15日	7.62
4	日本	社債券	DAI-ICHI LIFE 7.25	1,800,000	10,550.65	189,911,760	10,898.69	196,176,463	7.25	-	7.41
5	日本	社債券	SUMITOMO LIFE 6.5	1,500,000	11,660.80	174,912,120	11,767.50	176,512,500	6.5	2073年 9 月20日	6.67
6	日本	社債券	FUKOKU MUTUAL 6.5	1,400,000	11,657.67	163,207,380	11,741.35	164,378,900	6.5	-	6.21
7	日本	社債券	PANASONIC CORP 3.113	1,400,000	10,810.35	151,344,903	11,557.77	161,808,878	3.113	2029年 7 月19日	6.12
8	日本	社債券	ASAHI MUTUAL LIF 7.25	1,400,000	11,236.55	157,311,810	10,991.89	153,886,474	7.25	-	5.82
9	日本	社債券	SOFTBANK GRP COR 4	1,000,000	12,861.89	128,618,916	12,619.01	126,190,162	4	2022年 7 月30日	4.77
10	アメリカ	社債券	TOYOTA MTR CRED 3.375	1,000,000	11,376.29	113,762,960	12,071.99	120,719,906	3.375	2030年 4 月 1日	4.56
11	日本	社債券	SUMITOMO MITSUI 3.202	1,000,000	10,701.52	107,015,214	11,263.53	112,635,372	3.202	2029年 9 月17日	4.26
12	日本	社債券	NIPPON LIFE INS 5	1,000,000	10,146.20	101,462,000	11,091.57	110,915,748	5	2042年10 月18日	4.19
13	日本	社債券	MUFG BANK LTD 4.7	800,000	12,968.30	103,746,464	13,520.38	108,163,094	4.7	2044年 3 月10日	4.09
14	日本	社債券	TAKEDA PHARMACEU 3	700,000	14,669.43	102,686,029	14,895.46	104,268,231	3	2030年11 月21日	3.94
15	日本	社債券	CENT JAPAN RAIL 4.25	800,000	12,480.13	99,841,118	12,521.66	100,173,328	4.25	2045年11 月24日	3.79
16	日本	特殊債券	DEV BANK JAPAN 1	800,000	10,318.05	82,544,462	10,329.56	82,636,510	1	2030年 8 月27日	3.12
17	ケイマン	社債券	MIZUHO FIN GROUP 4.6	600,000	11,192.09	67,152,573	11,476.50	68,859,017	4.6	2024年 3 月27日	2.60
18	日本	社債券	MITSUB UFJ FIN 4.153	543,000	12,059.54	65,483,319	12,617.58	68,513,482	4.153	2039年 3 月 7日	2.59
19	日本	社債券	TAKEDA PHARM 3.175	585,000	10,849.11	63,467,305	10,679.34	62,474,175	3.175	2050年 7 月 9日	2.36
20	日本	社債券	EAST JAPAN RAIL 4.75	200,000	18,662.13	37,324,266	18,809.62	37,619,246	4.75	2031年12 月 8日	1.42

償還期限が「 - 」表示の銘柄は、永久債のため償還日を表示しておりません。

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
特殊債券	3.12
社債券	94.23
合計	97.35

（参考）Ｊリート・マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	1,865	710,879	1,325,790,304	512,000	954,880,000	6.19
2	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	1,791	749,207	1,341,830,817	528,000	945,648,000	6.13
3	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	2,532	299,471	758,262,065	344,000	871,008,000	5.65
4	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	6,291	184,831	1,162,776,224	124,600	783,858,600	5.08
5	日本	投資証券	G L P投資法人 投資証券	4,326	143,869	622,381,432	161,000	696,486,000	4.52
6	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	2,584	296,193	765,363,848	241,900	625,069,600	4.05
7	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	3,642	223,258	813,105,781	146,500	533,553,000	3.46
8	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	1,722	352,557	607,103,550	305,000	525,210,000	3.41
9	日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人 投資証券	3,305	216,581	715,803,476	150,300	496,741,500	3.22
10	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	4,035	192,769	777,824,569	111,300	449,095,500	2.91
11	日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	670	769,416	515,509,081	604,000	404,680,000	2.62
12	日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	2,131	170,076	362,432,105	177,600	378,465,600	2.45
13	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	4,763	91,636	436,464,363	73,000	347,699,000	2.25
14	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	1,193	429,774	512,721,551	282,500	337,022,500	2.19
15	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	868	490,226	425,516,923	377,000	327,236,000	2.12
16	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資証券	515	754,934	388,791,447	567,000	292,005,000	1.89
17	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	964	281,661	271,521,300	293,100	282,548,400	1.83
18	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	552	474,865	262,126,020	499,000	275,448,000	1.79
19	日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	2,395	164,265	393,414,914	115,000	275,425,000	1.79
20	日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	2,248	139,824	314,325,858	118,000	265,264,000	1.72
21	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人 投資証券	1,602	162,867	260,913,430	162,600	260,485,200	1.69

22	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	871	334,951	291,742,817	298,800	260,254,800	1.69
23	日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	1,831	195,292	357,579,652	141,800	259,635,800	1.68
24	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	5,050	87,749	443,134,975	50,300	254,015,000	1.65
25	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	423	674,818	285,448,191	598,000	252,954,000	1.64
26	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人 投資証券	2,073	105,493	218,688,481	102,100	211,653,300	1.37
27	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資証券	6,333	60,120	380,742,239	33,250	210,572,250	1.37
28	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投資証券	1,416	159,997	226,556,162	137,200	194,275,200	1.26
29	日本	投資証券	平和不動産リート投資法人 投資証券	1,643	126,820	208,365,588	112,900	185,494,700	1.20
30	日本	投資証券	プレミアム投資法人 投資証券	1,588	142,492	226,278,296	114,700	182,143,600	1.18

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
投資証券	96.99
合計	96.99

【投資不動産物件】

リスク抑制型・４資産バランスファンド

該当事項はありません。

（参考）日本連続増配成長株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）米国成長株クオンツマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）日系外債マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）Ｊリート・マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

リスク抑制型・４資産バランスファンド

種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	アメリカドル	売建	13,190,000.00	1,380,465,400	1,379,146,400	48.63
	ユーロ	売建	1,120,000.00	138,913,600	136,808,000	4.82

	イギリスポンド	売建	167,000.00	22,815,540	22,581,740	0.80
--	---------	----	------------	------------	------------	------

（参考）日本連続増配成長株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）米国成長株クオンツマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）日系外債マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）Jリート・マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

リスク抑制型・４資産バランスファンド

	純資産総額(円)		基準価額（円） （１口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2020年４月24日）	2,650,259,732	2,650,259,732	0.8639	0.8639
第2期計算期間末（2020年10月26日）	2,866,777,330	2,866,777,330	0.9342	0.9342
2019年10月末日	1,380,059,296	—	1.0000	—
11月末日	1,845,875,441	—	1.0138	—
12月末日	2,212,415,472	—	1.0116	—
2020年１月末日	2,548,171,125	—	1.0236	—
2月末日	2,635,230,570	—	0.9609	—
3月末日	2,537,924,121	—	0.8393	—
4月末日	2,674,250,635	—	0.8717	—
5月末日	2,781,952,143	—	0.9045	—
6月末日	2,824,927,709	—	0.9149	—
7月末日	2,874,311,866	—	0.9289	—
8月末日	2,908,720,738	—	0.9411	—

9月末日	2,886,380,927	—	0.9388	—
10月末日	2,835,817,148	—	0.9243	—

【分配の推移】

リスク抑制型・４資産バランスファンド

	期間	分配金 (１口当たり)
第1期計算期間	2019年10月31日～2020年４月24日	0.0000円
第2期計算期間	2020年４月25日～2020年10月26日	0.0000円

【収益率の推移】

リスク抑制型・４資産バランスファンド

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2019年10月31日～2020年４月24日	13.6
第2期計算期間	2020年４月25日～2020年10月26日	8.1

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

リスク抑制型・４資産バランスファンド

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	3,079,130,882	11,406,578
第2期計算期間	49,903,302	48,961,491

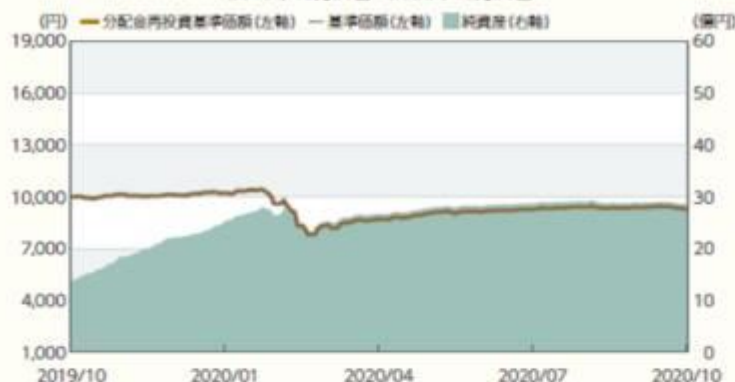
参考情報

2020年10月30日現在

運用実績

● 基準価額・純資産の推移

2019年10月31日～2020年10月30日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

● 分配金の推移

2020年10月	0円
2020年 4月	0円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

● 主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
日系外債マザーファンドII	56.54%
Jリート・マザーファンド	13.90%
日本連続増配成長株マザーファンド	13.77%
米国成長株クオンツマザーファンド	13.45%

組入上位銘柄

日本連続増配成長株
マザーファンド

銘柄名	業種	純資産比率
光通信	情報・通信業	3.76%
日本M&Aセンター	サービス業	3.64%
ゴールドウイン	繊維製品	3.61%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です（以下同じ）。

組入上位銘柄

米国成長株クオンツ
マザーファンド

銘柄名	業種	純資産比率
ALIGN TECHNOLOGY INC	ヘルスケア機器・サービス	3.44%
MARKETAXESS HOLDINGS INC	各種金融	2.65%
ZOETIS INC	動物保健/カボチャ/ライオン	2.59%

組入上位銘柄

Jリート・
マザーファンド

銘柄名	純資産比率
ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	6.19%
日本ビルファンド投資法人 投資証券	6.13%
日本プロロジスリート投資法人 投資証券	5.65%

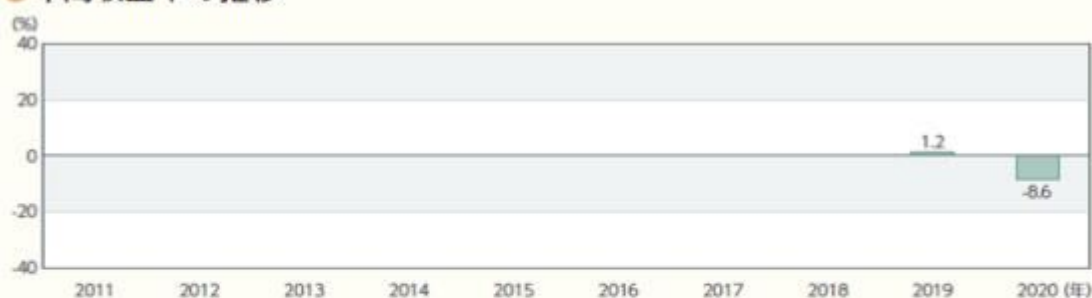
組入上位銘柄

日系外債
マザーファンドII

銘柄名	償還日	利率	純資産比率
MEIJI YASUDA LIF 5.2	2045/10/20	5.200%	8.15%
SOMPO JAPAN INS 5.325	2073/03/28	5.325%	7.66%
MITSUI SUMITOMO 7	2072/03/15	7.000%	7.62%

※組入銘柄は、上位3銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

● 年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2019年はファンドの設定日から年末まで、2020年は10月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

■ 取得申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ ニューヨークの銀行休業日
- ・ ニューヨークの証券取引所の休業日

「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 取得申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- ・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- ・ 1口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファン

ドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

- ・ 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- ・ 申込代金は、取得申込みを取り扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 申込代金の払込期日については、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- ・ ニューヨークの銀行休業日
- ・ ニューヨークの証券取引所の休業日

「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。また、信託財産留保額もありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情

があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。

- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（ただし、申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ 株式の評価

マザーファンドを通じて投資するわが国の金融商品取引所上場株式は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

■ 債券の評価

マザーファンドを通じて投資する債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。

■ 外貨建資産の円換算、予約為替の評価

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

■ 不動産投資信託証券の評価

マザーファンドを通じて投資するわが国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお

問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、2019年10月31日から2029年10月24日までとします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

（４）【計算期間】

計算期間は、原則として、毎年4月25日から10月24日まで、10月25日から翌年4月24日までとします。

また、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

■ 投資信託契約の解約

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、aの事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e bからdまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、

当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってbからdまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■ 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

■ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b aの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b 委託会社は、aの事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は

受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

■ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（繰上償還）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

■ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.okasan-am.jp>

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。

この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社の変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（2020年 4月25日から2020年10月26日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【リスク抑制型・４資産バランスファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2020年 4月24日現在)	第2期 (2020年10月26日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3,864,078	5,922,577
コール・ローン	72,387,779	70,066,156
親投資信託受益証券	2,586,784,954	2,803,028,064
派生商品評価勘定	2,999,350	8,539,206
流動資産合計	2,666,036,161	2,887,556,003
資産合計	2,666,036,161	2,887,556,003
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	606,058	824,312
未払受託者報酬	601,030	790,569
未払委託者報酬	14,424,711	18,973,627
未払利息	89	31
その他未払費用	144,541	190,134
流動負債合計	15,776,429	20,778,673
負債合計	15,776,429	20,778,673
純資産の部		
元本等		
元本	*1 3,067,724,304	*1 3,068,666,115
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	417,464,572	201,888,785
（分配準備積立金）	21,577,327	68,190,311
元本等合計	2,650,259,732	2,866,777,330
純資産合計	*3 2,650,259,732	*3 2,866,777,330
負債純資産合計	2,666,036,161	2,887,556,003

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2019年10月31日 至 2020年 4月24日	第2期 自 2020年 4月25日 至 2020年10月26日
営業収益		
受取利息	248	217
有価証券売買等損益	392,115,046	202,443,110
為替差損益	2,546,257	33,926,476
営業収益合計	389,568,541	236,369,803
営業費用		
支払利息	5,981	17,142
受託者報酬	601,030	790,569
委託者報酬	14,424,711	18,973,627
その他費用	153,511	198,251
営業費用合計	15,185,233	19,979,589
営業利益又は営業損失（ ）	404,753,774	216,390,214
経常利益又は経常損失（ ）	404,753,774	216,390,214
当期純利益又は当期純損失（ ）	404,753,774	216,390,214
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	824,749	2,965,464
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	417,464,572
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	6,636,228
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	6,636,228
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,535,547	4,485,191
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,241	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,506,306	4,485,191
分配金	*1 -	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	417,464,572	201,888,785

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	第2期
		自 2020年 4月25日 至 2020年10月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法		外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として、計算日の対顧客先物売買相場の仲値により計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準		有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、2020年 4月25日から2020年10月26日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 (2020年 4月24日現在)		第2期 (2020年10月26日現在)	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	3,067,724,304口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	3,068,666,115口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額		2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	
元本の欠損	417,464,572円	元本の欠損	201,888,785円
*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	0.8639円	1口当たりの純資産額	0.9342円
(10,000口当たりの純資産額	8,639円)	(10,000口当たりの純資産額	9,342円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2019年10月31日 至 2020年 4月24日	第2期 自 2020年 4月25日 至 2020年10月26日
*1. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収A 21,577,327円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 2,877,922円 分配準備積立金額 D 0円 当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 24,455,249円 収益額 当ファンドの期末残存F 3,067,724,304口 口数 10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 79円 配対象額 10,000口当たり分配金H 0円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 0円	*1. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収A 46,953,085円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 3,348,511円 分配準備積立金額 D 21,237,226円 当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 71,538,822円 収益額 当ファンドの期末残存F 3,068,666,115口 口数 10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 233円 配対象額 10,000口当たり分配金H 0円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 0円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	第1期 自 2019年10月31日 至 2020年 4月24日	第2期 自 2020年 4月25日 至 2020年10月26日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左

期 別 項 目	第1期 自 2019年10月31日 至 2020年 4月24日	第2期 自 2020年 4月25日 至 2020年10月26日
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「（４）附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第1期 (2020年 4月24日現在)	第2期 (2020年10月26日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 2019年10月31日 至 2020年 4月24日	第2期 自 2020年 4月25日 至 2020年10月26日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第2期 自 2020年 4月25日 至 2020年10月26日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第1期 (2020年 4月24日現在)	第2期 (2020年10月26日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
設定元本額 1,380,055,411円	期首元本額 3,067,724,304円
期中追加設定元本額 1,699,075,471円	期中追加設定元本額 49,903,302円

第1期 (2020年 4月24日現在)	第2期 (2020年10月26日現在)
期中一部解約元本額 11,406,578円	期中一部解約元本額 48,961,491円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第1期(自 2019年10月31日 至 2020年 4月24日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	128,110,618
合計	128,110,618

第2期(自 2020年 4月25日 至 2020年10月26日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	172,064,245
合計	172,064,245

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

第1期 (2020年 4月24日現在)

(単位：円)

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	1,535,411,786	-	1,534,297,500	1,114,286
	ユーロ	102,603,637	-	101,465,000	1,138,637
	イギリスポンド	11,178,539	-	11,038,170	140,369
合計		1,649,193,962	-	1,646,800,670	2,393,292

第2期 (2020年10月26日現在)

(単位：円)

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		

市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	1,389,004,606	-	1,380,465,400	8,539,206
	ユーロ	138,213,152	-	138,913,600	700,448
	イギリスポンド	22,691,676	-	22,815,540	123,864
合計		1,549,909,434	-	1,542,194,540	7,714,894

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(4)【附属明細表】

1. 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	日本連続増配成長株マザーファンド	283,380,114	394,323,428	
		Jリート・マザーファンド	146,733,735	399,247,819	
		日系外債マザーファンド	1,447,011,353	1,606,182,601	
		米国成長株クオンツマザーファンド	312,882,471	403,274,216	
		銘柄数：4	2,190,007,673	2,803,028,064	
	計	組入時価比率：97.8%		100.0%	
合計				2,803,028,064	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「（その他の注記）3. デリバティブ取引関係」に表示しております。

（参考）

当ファンドは、「日本連続増配成長株マザーファンド」、「米国成長株クオンツマザーファンド」、「日系外債マザーファンド」、「Jリート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本連続増配成長株マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

科 目	期 別	注記番 号	2020年 4月24日現在	2020年10月26日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
金銭信託			50,739,641	44,707,133
コール・ローン			950,532,000	528,901,006
株式			15,535,182,400	12,749,552,500
未収入金			847,765,141	-
未収配当金			142,418,490	68,187,250
流動資産合計			17,526,637,672	13,391,347,889
資産合計			17,526,637,672	13,391,347,889
負債の部				
流動負債				
未払金			59,402,106	-
未払解約金			910,000,000	56,582,561
未払利息			1,171	236
その他未払費用			4,572	2,862
流動負債合計			969,407,849	56,585,659
負債合計			969,407,849	56,585,659
純資産の部				
元本等				
元本		*1	13,752,706,149	9,582,798,666
剰余金				
剰余金又は欠損金（ ）			2,804,523,674	3,751,963,564
元本等合計			16,557,229,823	13,334,762,230
純資産合計		*2	16,557,229,823	13,334,762,230
負債純資産合計			17,526,637,672	13,391,347,889

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	自 2020年 4月25日 至 2020年10月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

期 別	自 2020年 4月25日 至 2020年10月26日
項 目	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2020年 4月24日現在	2020年10月26日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 13,752,706,149口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 9,582,798,666口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.2039円 (10,000口当たりの純資産額 12,039円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.3915円 (10,000口当たりの純資産額 13,915円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	自 2019年10月31日 至 2020年 4月24日	自 2020年 4月25日 至 2020年10月26日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左

期 別 項 目	自 2019年10月31日 至 2020年 4月24日	自 2020年 4月25日 至 2020年10月26日
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	2020年 4月24日現在	2020年10月26日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（その他の注記）

1.元本の移動

2020年 4月24日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2019年10月31日
期首元本額	16,799,857,881円
期首より2020年 4月24日までの追加設定元本額	2,099,715,272円

2020年 4月24日現在	
期首より2020年 4月24日までの一部解約元本額	5,146,867,004円
期末元本額	13,752,706,149円
2020年 4月24日現在の元本の内訳（＊）	
日本連続増配成長株オープン	6,012,284,476円
D C 日本連続増配成長株オープン	8,265,839円
日本連続増配成長株ファンド１８－０７（繰上償還条項付）	3,970,611,986円
日本連続増配成長株ファンド１９－０３（繰上償還条項付）	809,791,103円
リスク抑制型・４資産バランスファンド	215,604,439円
日本連続増配成長株ファンド（ベータヘッジ型）１９－０４（適格機関投資家専用）	1,226,191,494円
日本連続増配成長株ファンド（ベータヘッジ型）１９－０７（適格機関投資家専用）	1,509,956,812円
日本連続増配成長株オープン（ベータヘッジ型）（適格機関投資家専用）	- 円

2020年10月26日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2020年 4月25日
期首元本額	13,752,706,149円
期首より2020年10月26日までの追加設定元本額	1,234,524,115円
期首より2020年10月26日までの一部解約元本額	5,404,431,598円
期末元本額	9,582,798,666円
2020年10月26日現在の元本の内訳（＊）	
日本連続増配成長株オープン	4,716,431,922円
D C 日本連続増配成長株オープン	12,518,362円
日本連続増配成長株ファンド１８－０７（繰上償還条項付）	1,917,467,945円
日本連続増配成長株ファンド１９－０３（繰上償還条項付）	488,203,487円
リスク抑制型・４資産バランスファンド	283,380,114円
日本連続増配成長株ファンド（ベータヘッジ型）１９－０４（適格機関投資家専用）	830,626,982円
日本連続増配成長株ファンド（ベータヘッジ型）１９－０７（適格機関投資家専用）	628,341,476円
日本連続増配成長株オープン（ベータヘッジ型）（適格機関投資家専用）	705,828,378円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2020年 4月24日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,366,852,282
合計	1,366,852,282

2020年10月26日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	591,608,926
合計	591,608,926

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1. 有価証券明細表
株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	ショーボンドホールディングス	93,400	5,120.00	478,208,000	
		積水ハウス	95,900	1,782.00	170,893,800	
		ヤクルト本社	26,500	5,120.00	135,680,000	
		アサヒグループホールディングス	20,200	3,479.00	70,275,800	
		ゴールドウイン	61,000	7,990.00	487,390,000	
		日産化学	23,300	5,620.00	130,946,000	
		積水化学工業	127,100	1,735.00	220,518,500	
		花王	39,800	7,551.00	300,529,800	
		ミルボン	24,200	5,330.00	128,986,000	
		小林製薬	17,200	9,750.00	167,700,000	
		タカラバイオ	97,300	2,891.00	281,294,300	
		ユニ・チャーム	89,300	4,928.00	440,070,400	
		アステラス製薬	210,600	1,471.00	309,792,600	
		ロート製薬	137,700	3,250.00	447,525,000	
		ニチアス	76,900	2,355.00	181,099,500	
		リンナイ	26,400	10,370.00	273,768,000	
		タクマ	39,400	1,595.00	62,843,000	
		栗田工業	55,800	3,305.00	184,419,000	
		富士通ゼネラル	75,700	2,937.00	222,330,900	
		シスメックス	33,600	9,929.00	333,614,400	
		テイ・エス テック	22,800	3,040.00	69,312,000	

	テルモ	122,700	3,878.00	475,830,600	
	ビジョン	24,800	4,650.00	115,320,000	
	東海旅客鉄道	10,800	13,775.00	148,770,000	
	N E C ネットエスアイ	109,400	1,920.00	210,048,000	
	G M O ペイメントゲートウェイ	19,400	11,940.00	231,636,000	
	伊藤忠テクノソリューションズ	56,400	3,575.00	201,630,000	
	大塚商会	48,700	4,910.00	239,117,000	
	日本ユニシス	27,000	3,030.00	81,810,000	
	日本電信電話	90,200	2,230.00	201,146,000	
	K D D I	48,900	2,798.00	136,822,200	
	光通信	20,200	24,150.00	487,830,000	
	S C S K	12,900	5,350.00	69,015,000	
	アルフレッサ ホールディングス	76,300	1,992.00	151,989,600	
	第一興商	20,500	3,825.00	78,412,500	
	長瀬産業	140,600	1,420.00	199,652,000	
	豊田通商	64,900	3,010.00	195,349,000	
	サンエー	18,700	4,270.00	79,849,000	
	セリア	24,800	4,035.00	100,068,000	
	M o n o t a R O	51,200	5,150.00	263,680,000	
	コスモス薬品	17,900	17,160.00	307,164,000	
	パン・パシフィック・インターナショナルホ	146,000	2,262.00	330,252,000	
	ヤオコー	7,600	7,250.00	55,100,000	
	ニトリホールディングス	15,500	20,940.00	324,570,000	
	山口フィナンシャルグループ	223,100	697.00	155,500,700	
	芙蓉総合リース	15,400	6,180.00	95,172,000	
	みずほリース	35,400	2,722.00	96,358,800	
	東京センチュリー	21,500	5,540.00	119,110,000	
	三菱ＵＦＪリース	188,700	468.00	88,311,600	
	スターツコーポレーション	38,500	2,497.00	96,134,500	
	日本M & A センター	78,100	6,040.00	471,724,000	
	パーソルホールディングス	80,500	1,736.00	139,748,000	
	カカクコム	164,000	2,702.00	443,128,000	
	ベネフィット・ワン	106,700	2,588.00	276,139,600	
	エムスリー	55,400	6,700.00	371,180,000	
	ユー・エス・エス	85,000	1,959.00	166,515,000	
	リログループ	112,300	2,588.00	290,632,400	
	セコム	17,500	9,008.00	157,640,000	
計	銘柄数：58			12,749,552,500	
	組入時価比率：95.6%			100.0%	
合 計				12,749,552,500	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

米国成長株クオンツマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

科 目	期 別	注記番 号	2020年 4月24日現在	2020年10月26日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			38,011	-
金銭信託			256,857	568,441
コール・ローン			4,811,829	6,724,850
株式			253,573,427	395,920,725
未収配当金			226,441	72,482
流動資産合計			258,906,565	403,286,498
資産合計			258,906,565	403,286,498
負債の部				
流動負債				
未払利息			5	3
その他未払費用			41	52
流動負債合計			46	55
負債合計			46	55
純資産の部				
元本等				
元本		*1	268,696,385	312,882,471
剰余金				
剰余金又は欠損金（ ）			9,789,866	90,403,972
元本等合計			258,906,519	403,286,443
純資産合計		*3	258,906,519	403,286,443
負債純資産合計			258,906,565	403,286,498

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	自 2020年 4月25日 至 2020年10月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式	

期 別	自 2020年 4月25日 至 2020年10月26日
項 目	
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

2020年 4月24日現在	2020年10月26日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 268,696,385口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 312,882,471口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 9,789,866円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 —
*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.9636円 (10,000口当たりの純資産額 9,636円)	*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.2889円 (10,000口当たりの純資産額 12,889円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	自 2019年10月31日 至 2020年 4月24日	自 2020年 4月25日 至 2020年10月26日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	2020年 4月24日現在	2020年10月26日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。その他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（その他の注記）

1. 元本の移動

2020年 4月24日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2019年10月31日
期首元本額	256,200,000円
期首より2020年 4月24日までの追加設定元本額	412,061,181円
期首より2020年 4月24日までの一部解約元本額	399,564,796円
期末元本額	268,696,385円
2020年 4月24日現在の元本の内訳（＊）	
リスク抑制型・４資産バランスファンド	268,696,385円

2020年10月26日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2020年 4月25日
期首元本額	268,696,385円
期首より2020年10月26日までの追加設定元本額	97,332,707円
期首より2020年10月26日までの一部解約元本額	53,146,621円
期末元本額	312,882,471円
2020年10月26日現在の元本の内訳（＊）	
リスク抑制型・４資産バランスファンド	312,882,471円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2020年 4月24日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	4,808,281
合計	4,808,281

2020年10月26日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	42,819,692
合計	42,819,692

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1.有価証券明細表

株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	アメリカドル	FASTENAL CO	2,114	45.00	95,130.00	
		JACOBS ENGINEERING GROUP INC	961	99.21	95,340.81	
		WW GRAINGER INC	251	361.03	90,618.53	
		COPART INC	815	114.29	93,146.35	
		VERISK ANALYTICS INC	498	189.25	94,246.50	
		TESLA INC	218	420.63	91,697.34	
		DR HORTON INC	1,239	73.06	90,521.34	
		NEWELL BRANDS INC	5,339	18.00	96,102.00	
		CABLE ONE INC	53	1,907.25	101,084.25	
		ROKU INC	423	223.96	94,735.08	
		MONSTER BEVERAGE CORP	1,174	80.39	94,377.86	

計	ABIOMED INC	334	281.42	93,994.28
	ALIGN TECHNOLOGY INC	287	469.56	134,763.72
	DEXCOM INC	236	411.00	96,996.00
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	1,118	80.41	89,898.38
	INSULET CORP	378	249.39	94,269.42
	VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	311	296.85	92,320.35
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	1,545	60.13	92,900.85
	SAREPTA THERAPEUTICS INC	667	137.73	91,865.91
	ZOETIS INC	587	163.49	95,968.63
	FIRST REPUBLIC BANK/CA	746	130.98	97,711.08
	MARKETAXESS HOLDINGS INC	174	558.91	97,250.34
	AUTODESK INC	361	254.42	91,845.62
	DATADOG INC - CLASS A	841	102.08	85,849.28
	DROPBOX INC-CLASS A	4,721	19.72	93,098.12
	DYNATRACE INC	2,141	43.32	92,748.12
	GLOBAL PAYMENTS INC	546	176.99	96,636.54
	OKTA INC	388	219.51	85,169.88
	PALO ALTO NETWORKS INC	388	236.54	91,777.52
	RINGCENTRAL INC-CLASS A	332	284.75	94,537.00
	SALESFORCE.COM INC	368	250.52	92,191.36
	SERVICENOW INC	180	514.01	92,521.80
	SPLUNK INC	453	216.51	98,079.03
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	152	619.91	94,226.32
	VMWARE INC-CLASS A	626	149.20	93,399.20
	WORKDAY INC-CLASS A	413	224.14	92,569.82
	ZSCALER INC	613	147.05	90,141.65
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	880	107.88	94,934.40
	ADVANCED MICRO DEVICES	1,145	81.96	93,844.20
	MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	2,244	41.43	92,968.92
	銘柄数：40			3,781,477.80
				(395,920,725)
	組入時価比率：98.2%			100.0%
合 計				395,920,725
				(395,920,725)

(注)1. 小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

日系外債マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

科 目	期 別	注記番 号	2020年 4月24日現在	2020年10月26日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			7,966,934	7,765,500
金銭信託			8,181,393	2,156,909
コール・ローン			153,266,272	25,516,986
特殊債券			-	82,563,069
社債券			2,691,786,641	2,498,618,616
未収入金			-	107,998,051
未収利息			14,857,099	20,313,373
前払費用			4,873,750	1,495,312
流動資産合計			2,880,932,089	2,746,427,816
資産合計			2,880,932,089	2,746,427,816
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定			-	30
未払金			-	82,623,377
未払利息			188	11
その他未払費用			1,018	326
流動負債合計			1,206	82,623,744
負債合計			1,206	82,623,744
純資産の部				
元本等				
元本		*1	2,685,835,043	2,399,926,119
剰余金				
剰余金又は欠損金（ ）			195,095,840	263,877,953
元本等合計			2,880,930,883	2,663,804,072
純資産合計		*2	2,880,930,883	2,663,804,072
負債純資産合計			2,880,932,089	2,746,427,816

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	自 2020年 4月25日 至 2020年10月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		特殊債券、社債券

期 別	自 2020年 4月25日 至 2020年10月26日
項 目	
	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として、計算日の対顧客先物売買相場の仲値により計算しております。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

2020年 4月24日現在	2020年10月26日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 2,685,835,043口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 2,399,926,119口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0726円 (10,000口当たりの純資産額 10,726円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.1100円 (10,000口当たりの純資産額 11,100円)

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	自 2019年10月31日 至 2020年 4月24日	自 2020年 4月25日 至 2020年10月26日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	2020年 4月24日現在	2020年10月26日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	—	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

2020年 4月24日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2019年10月31日
期首元本額	1,305,063,160円
期首より2020年 4月24日までの追加設定元本額	2,157,551,467円
期首より2020年 4月24日までの一部解約元本額	776,779,584円
期末元本額	2,685,835,043円
2020年 4月24日現在の元本の内訳（＊）	
くまもと未来応援ファンド	547,501,825円
日系外債オープン（為替ヘッジあり）	408,062,438円
日系外債オープン（為替ヘッジなし）	45,761,530円
リスク抑制型・4資産バランスファンド	1,684,509,250円

2020年10月26日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	

2020年10月26日現在	
期首	2020年 4月25日
期首元本額	2,685,835,043円
期首より2020年10月26日までの追加設定元本額	202,621,804円
期首より2020年10月26日までの一部解約元本額	488,530,728円
期末元本額	2,399,926,119円
2020年10月26日現在の元本の内訳（＊）	
くまもと未来応援ファンド	587,563,532円
日系外債オープン（為替ヘッジあり）	315,918,808円
日系外債オープン（為替ヘッジなし）	49,432,426円
リスク抑制型・4資産バランスファンド	1,447,011,353円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2020年 4月24日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	18,840,158
合計	18,840,158

2020年10月26日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	60,307
社債券	64,267,960
合計	64,207,653

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

2020年 4月24日現在

該当事項はありません。

2020年10月26日現在

（単位：円）

--	--	--	--	--

区分	種 類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	34,122,588	-	34,122,588	-
	ユーロ	248,010	-	248,040	30
合計		34,370,598	-	34,370,628	30

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

附属明細表

1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	アメリカドル	DEV BANK JAPAN 1	800,000.00	788,568.00	
		銘柄数：1	800,000.00	788,568.00 (82,563,069)	
		組入時価比率：3.1%		3.2%	
	特殊債券合計			82,563,069 (82,563,069)	
社債券	アメリカドル	ASAHI MUTUAL LIF 7.25	1,400,000.00	1,471,148.00	
		CENT JAPAN RAIL 4.25	800,000.00	954,016.00	
		DAI-ICHI LIFE 7.25	1,800,000.00	1,875,402.00	
		FUKOKU MUTUAL 6.5	1,400,000.00	1,570,800.00	
		MEIJI YASUDA LIF 5.2	1,800,000.00	2,061,252.00	
		MITSUB UFJ FIN 4.153	543,000.00	651,838.92	
		MITSUI SUMITOMO 7	1,800,000.00	1,927,242.00	
		MIZUHO FIN GROUP 4.6	600,000.00	657,156.00	
		MUFG BANK LTD 4.7	800,000.00	1,028,968.00	

有価証券届出書（内国投資信託）

計		NIPPON LIFE INS 5	1,000,000.00	1,061,290.00	
		PANASONIC CORP 3.113	1,400,000.00	1,545,208.00	
		SOMPO JAPAN INS 5.325	1,800,000.00	1,937,628.00	
		SUMITOMO LIFE 6.5	1,500,000.00	1,692,570.00	
		SUMITOMO MITSUI 3.202	1,000,000.00	1,077,500.00	
		TAKEDA PHARM 3.175	585,000.00	598,156.65	
		TOYOTA MTR CRED 3.375	1,000,000.00	1,154,700.00	
		銘柄数：16	19,228,000.00	21,264,875.57	
				(2,226,432,472)	
		組入時価比率：83.6%		86.3%	
計	ユーロ	SOFTBANK GRP COR 4	1,000,000.00	1,037,500.00	
		TAKEDA PHARMACEU 3	700,000.00	851,788.00	
		銘柄数：2	1,700,000.00	1,889,288.00	
				(234,309,497)	
	組入時価比率：8.8%		9.1%		
計	イギリスポンド	EAST JAPAN RAIL 4.75	200,000.00	277,180.00	
		銘柄数：1	200,000.00	277,180.00	
				(37,876,647)	
	組入時価比率：1.4%		1.5%		
社債券合計				2,498,618,616	
				(2,498,618,616)	
合計				2,581,181,685	
				(2,581,181,685)	

(注)1. 小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「（その他の注記）3. デリバティブ取引関係」に表示しております。

Jリート・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

科 目	期 別	注記番 号	2020年 4月24日現在	2020年10月26日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
金銭信託			3,719,853	23,056,521
コール・ローン			51,259,754	264,819,571
投資証券			13,969,933,060	15,196,376,750
未収入金			23,997,839	-
未収配当金			135,440,325	140,148,780

科 目	期 別	注記番 号	2020年 4月24日現在	2020年10月26日現在
			金額	金額
流動資産合計			14,184,350,831	15,624,401,622
資産合計			14,184,350,831	15,624,401,622
負債の部				
流動負債				
未払金			28,496,942	-
未払利息			63	118
その他未払費用			2,268	2,506
流動負債合計			28,499,273	2,624
負債合計			28,499,273	2,624
純資産の部				
元本等				
元本		*1	5,717,772,459	5,742,266,197
剰余金				
剰余金又は欠損金（ ）			8,438,079,099	9,882,132,801
元本等合計			14,155,851,558	15,624,398,998
純資産合計		*2	14,155,851,558	15,624,398,998
負債純資産合計			14,184,350,831	15,624,401,622

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	自 2020年 4月25日 至 2020年10月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準		受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2020年 4月24日現在		2020年10月26日現在	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	5,717,772,459口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	5,742,266,197口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	2.4758円	1口当たりの純資産額	2.7209円

2020年 4月24日現在		2020年10月26日現在	
(10,000口当たりの純資産額	24,758円)	(10,000口当たりの純資産額	27,209円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	自 2019年10月31日 至 2020年 4月24日	自 2020年 4月25日 至 2020年10月26日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	2020年 4月24日現在	2020年10月26日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（その他の注記）

1. 元本の移動

2020年 4月24日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2019年10月31日
期首元本額	5,185,561,461円
期首より2020年 4月24日までの追加設定元本額	834,604,477円
期首より2020年 4月24日までの一部解約元本額	302,393,479円
期末元本額	5,717,772,459円
2020年 4月24日現在の元本の内訳（＊）	
日本Ｊリートオープン（毎月分配型）	4,600,383,561円
三重県応援ファンド	157,161,993円
福井県応援ファンド	152,750,268円
香川県応援ファンド	195,669,495円
円ヘッジソブリン／Ｊリート インカムオープン（毎月決算型）	139,517,677円
日本Ｊリートオープン（１年決算型）	189,962,994円
ラップ・アプローチ（安定コース）	7,345,724円
ラップ・アプローチ（安定成長コース）	11,385,697円
ラップ・アプローチ（成長コース）	25,104,361円
ＤＣ日本Ｊリートオープン	3,588,379円
くまもと未来応援ファンド	129,280,566円
リスク抑制型・４資産バランスファンド	105,621,744円

2020年10月26日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2020年 4月25日

2020年10月26日現在	
期首元本額	5,717,772,459円
期首より2020年10月26日までの追加設定元本額	377,211,177円
期首より2020年10月26日までの一部解約元本額	352,717,439円
期末元本額	5,742,266,197円
2020年10月26日現在の元本の内訳（＊）	
日本Ｊリートオープン（毎月分配型）	4,688,322,074円
三重県応援ファンド	148,321,232円
福井県応援ファンド	152,750,268円
香川県応援ファンド	185,072,907円
円ヘッジソブリン／Ｊリート インカムオープン（毎月決算型）	- 円
日本Ｊリートオープン（１年決算型）	253,686,849円
ラップ・アプローチ（安定コース）	6,604,974円
ラップ・アプローチ（安定成長コース）	10,264,636円
ラップ・アプローチ（成長コース）	24,318,157円
ＤＣ日本Ｊリートオープン	2,167,686円
くまもと未来応援ファンド	124,023,679円
リスク抑制型・４資産バランスファンド	146,733,735円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2020年 4月24日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	5,510,521,573
合計	5,510,521,573

2020年10月26日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	3,684,323,445
合計	3,684,323,445

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1. 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	単位数	評価額	備考
投資証券	日本円	サンケイリアルエステート投資法人 投資証券	433	41,481,400	
		S O S i L A 物流リート投資法人 投資証券	632	82,918,400	
		日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	423	250,839,000	
		M C U B S M i d C i t y 投資法人 投資証券	2,152	170,653,600	
		森ヒルズリート投資法人 投資証券	1,395	182,187,000	
		産業ファンド投資法人 投資証券	2,131	371,433,300	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	1,722	505,751,400	
		ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人 投資証券	985	169,518,500	
		アクティブ・プロパティーズ投資法人 投資証券	868	336,784,000	
		G L P 投資法人 投資証券	4,326	664,041,000	
		コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	871	256,161,100	
		日本プロロジスリート投資法人 投資証券	2,532	850,752,000	
		星野リゾート・リート投資法人 投資証券	311	161,409,000	
		イオンリート投資法人 投資証券	2,248	263,915,200	
		ヒューリックリート投資法人 投資証券	1,416	195,974,400	
		日本リート投資法人 投資証券	505	167,912,500	
		インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 投資証券	11,256	151,956,000	
		積水ハウス・リート投資法人 投資証券	4,763	350,080,500	
		トーセイ・リート投資法人 投資証券	538	60,202,200	
		ケネディクス商業リート投資法人 投資証券	465	97,557,000	
		ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券	359	45,054,500	

野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	6,291	815,942,700	
ラサールロジポート投資法人 投資証券	1,602	258,562,800	
マリモ地方創生リート投資法人 投資証券	133	14,377,300	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	552	267,168,000	
森トラスト・ホテルリート投資法人 投資証券	384	45,542,400	
三菱地所物流リート投資法人 投資証券	296	118,844,000	
C R E ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	682	103,050,200	
ザイマックス・リート投資法人 投資証券	533	47,490,300	
伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人 投資証券	555	75,924,000	
日本ビルファンド投資法人 投資証券	1,791	990,423,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	1,865	967,935,000	
日本リテールファンド投資法人 投資証券	3,305	526,817,000	
オリックス不動産投資法人 投資証券	3,642	552,491,400	
日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	1,193	356,587,700	
プレミア投資法人 投資証券	1,588	191,671,600	
東急リアル・エステート投資法人 投資証券	1,831	263,480,900	
グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	1,907	184,216,200	
ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	4,035	465,235,500	
森トラスト総合リート投資法人 投資証券	1,436	183,377,200	
インヴィンシブル投資法人 投資証券	6,333	228,937,950	
フロンティア不動産投資法人 投資証券	495	182,902,500	
平和不動産リート投資法人 投資証券	1,643	186,809,100	
日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	964	271,848,000	
福岡リート投資法人 投資証券	1,387	183,222,700	
ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	670	416,740,000	
いちごオフィスリート投資法人 投資証券	572	41,298,400	
大和証券オフィス投資法人 投資証券	515	301,790,000	

計	阪急阪神リート投資法人 投資証券	800	95,520,000	
	スターツプロシード投資法人 投資証券	388	77,638,800	
	大和ハウスリート投資法人 投資証券	2,584	632,304,800	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	5,050	282,800,000	
	大和証券リビング投資法人 投資証券	2,073	203,361,300	
	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	2,395	285,484,000	
	銘柄数：54	99,821	15,196,376,750	
	組入時価比率：97.3%		100.0%	
合計			15,196,376,750	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

リスク抑制型・4 資産バランスファンド

（2020年10月30日現在）

資産総額	2,836,252,878円
負債総額	435,730円
純資産総額（ - ）	2,835,817,148円
発行済数量	3,068,184,836口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.9243円

（参考）日本連続増配成長株マザーファンド

（2020年10月30日現在）

資産総額	13,145,893,309円
負債総額	21,594,724円
純資産総額（ - ）	13,124,298,585円
発行済数量	9,527,793,902口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.3775円

（参考）米国成長株クオンツマザーファンド

（2020年10月30日現在）

資産総額	381,470,900円
負債総額	59円
純資産総額（ - ）	381,470,841円
発行済数量	312,882,471口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.2192円

（参考）日系外債マザーファンド

（2020年10月30日現在）

資産総額	2,659,450,366円
負債総額	13,700,394円
純資産総額（ - ）	2,645,749,972円
発行済数量	2,387,577,101口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.1081円

（参考）Ｊリート・マザーファンド

（2020年10月30日現在）

資産総額	15,420,538,945円
負債総額	3,139円
純資産総額（ - ）	15,420,535,806円
発行済数量	5,742,266,197口
1単位当たり純資産額（ / ）	2.6854円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。
- 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
- 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。

■ 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○ 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に

対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（2020年10月末日現在）

（1）資本金の額	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	554,701株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

（2）委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画・運用実施計画に基づいて、運用の指図を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2020年10月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	151	9,622
追加型公社債投資信託	3	2,476
単位型株式投資信託	55	867
単位型公社債投資信託	7	134
合計	216	13,101

純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自2019年4月1日至2020年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

- (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2020年4月1日至2020年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,708,895	11,807,346
有価証券	90,390	464,800
未収委託者報酬	1,080,542	939,305
未収運用受託報酬	14,356	14,133
未収投資助言報酬	11,660	11,959
前払費用	66,647	64,503
未収入金	5,399	22,805
未収収益	19,886	13,659
その他の流動資産	4,904	50,481

流動資産合計		17,002,683		13,388,994
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	228,682	1	216,836
器具備品	1	37,985	1	59,198
有形固定資産合計		266,667		276,035
無形固定資産				
ソフトウェア		6,782		4,399
電話加入権		2,122		2,122
無形固定資産合計		8,904		6,521
投資その他の資産				
投資有価証券		1,647,347		1,109,287
親会社株式		348,548		290,033
長期差入保証金		232,079		231,146
前払年金費用		31,734		23,941
繰延税金資産		59,229		61,623
その他		25,580		24,980
貸倒引当金		14,510		14,510
投資その他の資産合計		2,330,010		1,726,502
固定資産合計		2,605,582		2,009,059
資産合計		19,608,265		15,398,053

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	15,536	6,352
前受投資助言報酬	631	627
未払金	625,305	544,430
未払収益分配金	5	3
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	512,821	431,312
その他未払金	107,476	108,112
未払費用	202,822	162,268
未払法人税等	105,393	116,262
未払消費税等	—	62,714
賞与引当金	11,400	8,800
流動負債合計	961,089	901,455
固定負債		
退職給付引当金	310,078	323,196
役員退職慰労引当金	17,880	22,830
資産除去債務	89,658	90,582
長期未払金	67,901	29,100
固定負債合計	485,518	465,709
負債合計	1,446,608	1,367,165
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000

資本剰余金		
資本準備金	566,500	566,500
資本剰余金合計	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金	5,718,662	5,718,662
繰越利益剰余金	10,500,468	6,382,996
利益剰余金合計	16,398,960	12,281,488
株主資本合計	17,965,460	13,847,988
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	196,196	182,899
評価・換算差額等合計	196,196	182,899
純資産合計	18,161,657	14,030,887
負債・純資産合計	19,608,265	15,398,053

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	10,964,360	10,157,808
運用受託報酬	40,492	33,847
投資助言報酬	28,800	28,878
営業収益合計	11,033,653	10,220,534
営業費用		
支払手数料	5,343,010	4,745,695
広告宣伝費	183,752	162,932
公告費	—	118
受益権管理費	17,749	17,200
調査費	1,601,396	1,731,126
調査費	305,474	296,917
委託調査費	1,295,921	1,434,208
委託計算費	272,941	261,181
営業雑経費	340,974	352,370
通信費	57,308	57,912
印刷費	216,118	225,307
諸経費	56,348	58,103
協会費	8,137	7,869
諸会費	3,061	3,177
営業費用合計	7,759,824	7,270,626
一般管理費		
給料	1,490,747	1,333,803
役員報酬	120,600	109,200
給料・手当	1,364,335	1,223,313
賞与	5,811	1,290
交際費	21,170	14,908
寄付金	16,786	15,991

旅費交通費	39,050	32,341
租税公課	51,822	46,444
不動産賃借料	219,956	215,864
賞与引当金繰入	11,400	6,910
退職給付費用	78,631	66,223
役員退職慰労引当金繰入	6,500	4,950
固定資産減価償却費	31,740	34,494
諸経費	336,645	308,860
一般管理費合計	2,304,450	2,080,793
営業利益	969,377	869,115

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）		当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金	1	36,327	1	27,286
受取利息		1,329		1,295
約款時効収入		3		2
雑益		2,989		1,517
営業外収益合計		40,650		30,101
営業外費用				
固定資産除却損	2	253	2	0
為替差損		257		71
雑損		94		—
営業外費用合計		605		71
経常利益		1,009,422		899,144
特別利益				
有価証券償還益		—		27,529
投資有価証券売却益		646		1,542
投資有価証券償還益		71		195
親会社株式売却益		130,424		—
特別利益合計		131,141		29,268
特別損失				
有価証券償還損		—		28,197
投資有価証券売却損		13,131		5,890
投資有価証券償還損		1,560		380
ゴルフ会員権売却損		—		229
ゴルフ会員権評価損		1,125		—
特別損失合計		15,816		34,698
税引前当期純利益		1,124,747		893,714
法人税、住民税及び事業税		338,839		274,953
法人税等調整額		10,269		3,474
法人税等合計		349,108		278,427
当期純利益		775,639		615,286

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
					別途積立 金	繰越利益剰 余金					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	9,766,079	15,664,571	17,231,071	472,532	472,532	17,703,603
当期変動額											
剰余金の配当						41,250	41,250	41,250			41,250
当期純利益						775,639	775,639	775,639			775,639
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									276,335	276,335	276,335
当期変動額合計	-	-	-	-	-	734,389	734,389	734,389	276,335	276,335	458,053
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	10,500,468	16,398,960	17,965,460	196,196	196,196	18,161,657

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本									評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰余金 合計	
					別途積立 金	繰越利益 剰余金						
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	10,500,468	16,398,960	-	17,965,460	196,196	196,196	18,161,657
当期変動額												
剰余金の配当						37,125	37,125		37,125			37,125
当期純利益						615,286	615,286		615,286			615,286
自己株式の取得								4,695,634	4,695,634			4,695,634
自己株式の消却						4,695,634	4,695,634	4,695,634				-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										13,297	13,297	13,297
当期変動額合計	-	-	-	-	-	4,117,472	4,117,472	-	4,117,472	13,297	13,297	4,130,769
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,382,996	12,281,488	-	13,847,988	182,899	182,899	14,030,887

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2.時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	25,616千円	37,598千円
器具備品	97,870 "	108,705 "
計	123,486 "	146,303 "

(損益計算書関係)

1各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
受取配当金	12,720千円	8,480千円

2固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
器具備品	253千円	0千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	825,000	—	—	825,000
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	41,250	50	2018年3月31日	2018年6月22日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	37,125	利益剰余金	45	2019年3月31日	2019年6月21日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	825,000	—	270,299	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	270,299	270,299	—

(変動事由の概要)

- 自己株式の普通株式数の増加270,299株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものです。
- 発行済株式の普通株式数及び自己株式の普通株式数の減少270,299株は、取締役会決議による自己株式の消却によるものです。

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	37,125	45	2019年3月31日	2019年6月21日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	22,188	利益剰余金	40	2020年3月31日	2020年6月24日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1年以内	226,338	226,338
1年超	396,091	169,753
合計	622,429	396,091

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券、親会社株式及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（2019年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,708,895	15,708,895	—
(2) 有価証券	90,390	90,390	—
(3) 未収委託者報酬	1,080,542	1,080,542	—
(4) 投資有価証券	1,093,486	1,093,486	—
(5) 親会社株式	348,548	348,548	—
(6) 長期差入保証金	232,079	232,995	1,083
(7) 未払金（未払手数料）	512,821	512,821	—
(8) 未払法人税等	105,393	105,393	—

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,807,346	11,807,346	—
(2) 有価証券	464,800	464,800	—
(3) 未収委託者報酬	939,305	939,305	—
(4) 投資有価証券	555,426	555,426	—
(5) 親会社株式	290,033	290,033	—
(6) 長期差入保証金	231,146	230,085	1,061
(7) 未払金（未払手数料）	431,312	431,312	—
(8) 未払法人税等	116,262	116,262	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金及び預金、（3）未収委託者報酬、（7）未払金（未払手数料）、（8）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券、（4）投資有価証券、（5）親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（6）長期差入保証金

合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2019年3月31日）	当事業年度 （2020年3月31日）
非上場株式	553,861	553,861

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	15,708,895	—	—	—
未収委託者報酬	1,080,542	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				

その他有価証券のうち満期があるもの その他	90,390	612,770	141,852	—
長期差入保証金	—	5,741	—	226,338
合計	16,879,828	618,511	141,852	226,338

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	11,807,346	—	—	—
未収委託者報酬	939,305	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	464,800	123,493	62,592	—
長期差入保証金	—	4,808	—	226,338
合計	13,211,451	128,302	62,592	226,338

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	647,368	328,806	318,562
	(2) 債券 国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	158,705	136,300	22,405
小計		806,073	465,106	340,967
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	10,465	12,350	1,885
	(2) 債券 国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	715,886	772,183	56,297
小計		726,351	784,533	58,182
合計		1,532,425	1,249,639	282,785

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 553,861千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	626,317	328,806	297,511
	(2) 債券 国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	89,006	80,000	9,006

小計		715,323	408,806	306,517
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式			
	(2) 債券	7,930	12,350	4,420
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	587,006	625,483	38,477
小計		594,936	637,833	42,897
合計		1,310,259	1,046,639	263,619

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 553,861千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却した其他有価証券

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	283,000	130,424	—
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	251,515	646	13,131
合計	534,515	131,070	13,131

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	137,652	1,542	5,890
合計	137,652	1,542	5,890

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当ありません。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型ＤＣ岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

２．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	595,688	611,083
勤務費用	54,500	52,355
利息費用	416	—
数理計算上の差異の発生額	13,891	38,262
退職給付の支払額	25,631	52,705
その他	—	6,061
退職給付債務の期末残高	611,083	578,531

（２）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	343,897	350,120
期待運用収益	1,719	1,750
数理計算上の差異の発生額	4,398	10,103
事業主からの拠出額	17,595	15,462
退職給付の支払額	8,692	29,100
年金資産の期末残高	350,120	328,129

（３）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	296,922	280,958
年金資産	350,120	328,129
	53,197	47,171
非積立型制度の退職給付債務	314,160	297,572
未積立退職給付債務	260,962	250,401
未認識数理計算上の差異	17,380	48,853
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	278,343	299,255
退職給付引当金	310,078	323,196
前払年金費用	31,734	23,941
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	278,343	299,255

（４）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	54,500	52,355
利息費用	416	—
期待運用収益	1,719	1,750
数理計算上の差異の費用処理額	11,368	3,313
確定給付制度に係る退職給付費用	64,566	53,917

（５）年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
株式	37.8%	33.4%
一般勘定	31.1%	32.4%
債券	18.2%	21.6%
その他	12.9%	12.6%
合計	100.0%	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

（６）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.00%	0.03%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度13,786千円、当事業年度12,134千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	94,946	98,962
役員退職慰労引当金	5,474	6,990
賞与引当金	3,490	2,694
ゴルフ会員権評価損	2,182	918

貸倒引当金	4,442	4,442
その他有価証券評価差額金	17,815	13,135
投資有価証券評価損	2,817	2,817
資産除去債務	27,453	27,736
未払事業税	8,927	8,720
未払不動産賃借料	32,672	20,791
その他	4,884	4,915
繰延税金資産の合計	205,108	192,125
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	104,404	93,855
未収配当金	6,003	4,098
資産除去債務に対応する除去費用	25,753	25,216
前払年金費用	9,717	7,330
繰延税金負債の合計	145,878	130,501
繰延税金資産(負債)の純額	59,229	61,623

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度（2019年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2020年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
期首残高	88,744	89,658
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	914	923
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	89,658	90,582

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

（１）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会

が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	岡三証券 株式会社	東京都 中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファ ンドの募集取 扱	支払手数料 の支払 (注2)	2,526,525 (注1)	未払 手 数 料	275,275 (注1)

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	岡三証券 株式会社	東京都 中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 3.43%	当社ファ ンドの募集取 扱	支払手数料 の支払 (注2)	2,453,627 (注1)	未払 手 数 料	239,547 (注1)

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1株当たり純資産額	22,014円13銭	25,294円50銭
1株当たり当期純利益金額	940円16銭	897円68銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
当期純利益金額	775,639千円	615,286千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	775,639千円	615,286千円
普通株式の期中平均株式数	825,000株	685,419株

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額	18,161,657千円	14,030,887千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	18,161,657千円	14,030,887千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数	825,000株	554,701株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) [中間貸借対照表]

(単位：千円)

当中間会計期間 (2020年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	11,998,458
有価証券	464,724
未収委託者報酬	865,845
未収運用受託報酬	6,663
未収投資助言報酬	27,181
その他の流動資産	68,893
流動資産合計	13,431,766
固定資産	
有形固定資産	260,332
無形固定資産	16,299
投資その他の資産	1,651,782

投資有価証券	1,373,658
その他	292,634
貸倒引当金	14,510
固定資産合計	1,928,414
資産合計	15,360,181

（単位：千円）

当中間会計期間

（2020年9月30日）

負債の部	
流動負債	
預り金	77,238
前受運用受託報酬	1,087
前受投資助言報酬	26
未払金	513,049
未払収益分配金	3
未払償還金	5,001
未払手数料	391,959
その他未払金	116,085
賞与引当金	1,306
未払法人税等	47,708
その他流動負債	219,967
流動負債合計	860,383
固定負債	
退職給付引当金	314,791
役員退職慰労引当金	11,880
長期未払金	9,700
資産除去債務	91,048
固定負債合計	427,420
負債合計	1,287,804
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	566,500
資本剰余金合計	566,500
利益剰余金	
利益準備金	179,830
その他利益剰余金	
別途積立金	5,718,662
繰越利益剰余金	6,436,792
利益剰余金合計	12,335,284
株主資本合計	13,901,784
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	170,592
評価・換算差額等合計	170,592
純資産合計	14,072,377
負債・純資産合計	15,360,181

(2) [中間損益計算書]

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2020年4月1日	
至 2020年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	4,261,056
運用受託報酬	12,466
投資助言報酬	14,439
営業収益合計	4,287,962
営業費用	3,143,946
一般管理費	1,014,867
営業利益	129,147
営業外収益	1 61,155
営業外費用	2 26,198
経常利益	164,104
特別利益	3 2,391
特別損失	-
税引前中間純利益	166,496
法人税、住民税及び事業税	36,875
法人税等調整額	53,636
法人税等合計	90,512
中間純利益	75,983

(3) [中間株主資本等変動計算書]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計		別途積立 金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,382,996	12,281,488	13,847,988	182,899	182,899	14,030,887
当中間期変動額											
剰余金の配当						22,188	22,188	22,188			22,188
中間純利益						75,983	75,983	75,983			75,983
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									12,306	12,306	12,306
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	53,795	53,795	53,795	12,306	12,306	41,489
当中間期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,436,792	12,335,284	13,901,784	170,592	170,592	14,072,377

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間 (2020年9月30日)	
建物	43,580千円
器具備品	116,000 "
計	159,580 "

2消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1営業外収益の主要項目は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
受取配当金	13,005千円
受取補償金	25,964 "
受取保険金	20,000 "

2営業外費用の主要項目は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
支払補償費	25,964千円

3特別利益の主要項目は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
投資有価証券売却益	2,391千円

4減価償却実施額は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
有形固定資産	18,211千円
無形固定資産	976 "

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	554,701	—	—	554,701

2.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	22,188	40	2020年3月31日	2020年6月24日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

当中間会計期間 (2020年9月30日)		
1年以内	226,338	千円
1年超	56,584	"
合計	282,922	"

(金融商品関係)

当中間会計期間(2020年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	11,998,458	11,998,458	—
(2)有価証券	464,724	464,724	—
(3)未収委託者報酬	865,845	865,845	—
(4)投資有価証券	819,797	819,797	—
(5)未払金(未払手数料)	391,959	391,959	—
(6)未払法人税等	47,708	47,708	—

(注1)金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬、(5)未払金(未払手数料)、(6)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当中間会計期間 (2020年9月30日)
非上場株式	553,861

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、
「（４）投資有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

当中間会計期間（2020年9月30日）

（単位：千円）

区分	種類	中間貸借 対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	（１）株式	614,806	341,156	273,650
	（２）債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	106,359	94,000	12,359
小計		721,165	435,156	286,009
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	（１）株式	—	—	—
	（２）債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	563,356	603,483	40,127
小計		563,356	603,483	40,127
合計		1,284,521	1,038,639	245,881

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 553,861千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（2020年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30 日)
期首残高	90,582 千円

時の経過による調整額	466	〃
当中間会計期間末残高	91,048	〃

（セグメント情報等）

1.セグメント情報

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの営業収益、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2020年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	25,369円30銭

（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額（千円）	14,072,377
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	—
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額（千円）	14,072,377
普通株式の発行済株式数（株）	554,701
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末（期末）の普通株式の数（株）	554,701

	当中間会計期間 （自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）
（2）1株当たり中間純利益金額	136円98銭
（算定上の基礎）	
中間純利益金額（千円）	75,983
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	75,983
普通株式の期中平均株式数（株）	554,701

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

当社は、2020年11月20日開催の取締役会において、2020年12月1日に当社の親会社である株式会社岡三証券グループに対して6,000,000千円を極度額として貸付を行うことを決議し、2020年12月1日に5,000,000千円の貸付を実行しております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 「受託会社」

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

2020年3月末日現在、342,037百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「販売会社」（資本金の額は、2020年3月末日現在）

名称	資本金の額（百万円）	事業の内容
岡三にいがた証券株式会社	852	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理及び計算

委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金の再投資

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。2020年3月末日現在）

委託会社は、岡三にいがた証券株式会社の株式を440,000株（持株比率8.01%）保有しています。

岡三にいがた証券株式会社は、委託会社の株式を40,150株（持株比率7.24%）保有しています。

第3【その他】

- 1 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- 2 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの商品分類、形態等を表示する文言を記載すること及び次の事項を記載することがあります。
 - ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・目論見書の使用開始日
 - ・委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号
 - ・委託会社の照会先（ホームページアドレス、電話番号及び受付時間）
 - ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する事項
 - ・ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」という旨
- 3 届出書本文「第一部証券情報」、「第二部ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表、指数、グラフ等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- 4 投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に、ファンドの投資信託約款を添付します。
- 5 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- 6 目論見書に以下の趣旨の文言もしくは図の全部または一部を記載することがあります。

ご購入からご換金までの費用のイメージ



ファンドのポイント

- ①分散投資で資産を守り、育てることを目指します。
日本の株式、米国の株式、海外の債券(日系企業が発行した主要先進国通貨建て外債)、J-REITに分散投資します。
- ②市場の価格変動の度合いを踏まえた手法で運用を行います。
ファンドが投資対象とする市場の価格変動の度合いが一定水準を超えて高まっていれば保守的な運用を、逆に下回っていれば積極的な運用を行います。
- ③分散投資においては成長性と安定性を重視しています。
- ④新潟県での起業・創業支援活動に寄附を通じて豊かな新潟県の未来作りのサポートをします。

独立監査人の監査報告書

2020年6月23日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 榎倉昭夫 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋 睦 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年12月10日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 宝金正典 印指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 猿渡裕子 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「リスク抑制型・4資産バランスファンド」の2020年4月25日から2020年10月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「リスク抑制型・4資産バランスファンド」の2020年10月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連

する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月 2 日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 榎倉昭夫 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 大橋 睦 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意

思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。